

平成29年 9月 5日

都道府県木(協)連  
事務局長 様  
業 種 別 団 体

一般社団法人 全国木材組合連合会

国土交通省の公募情報(「平成 29 年度(第 2 回)サステナブル建築物等  
先導事業(省 CO2 先導型)」、「平成 29 年度(第 2 回) 既存建築物省エ  
ネ化推進事業(建築物の改修工事)」)について

国土交通省は、標記の公募を次のとおり行っておりますのでお知らせいたします。

## 記

[1]「平成 29 年度(第 2 回)サステナブル建築物等先導事業(省 CO2 先導型)」の提案募集  
～先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対する支援～  
(締切:10月19日(木)(必着))

本事業は、省エネ・省CO2による低炭素化、健康、災害時の事業継続性、少子化対策等に係  
る先導的な技術の普及啓発を図るため、予算の範囲内において、住宅・建築物のリーディング  
プロジェクトの整備費等の一部を支援。(詳細は以下の評価事務局HPをご確認下さい。)

### 1) 主な事業要件

- [1]建築物省エネ法に規定する省エネ基準に適合するものであること
- [2]材料、設備、設計、運用システム等において、CO2 の削減、健康・介護、災害時の継続性、  
少子化対策等に寄与する先導的な技術が導入されるものであること
- [3]平成 29 年度に事業着手するもの

### 2) 補助対象費用

- [1]設計費(省 CO2 設計に係るシミュレーション費用など)
- [2]建設工事費(先導的な省 CO2 技術に係る費用)
- [3]マネジメントシステムの整備費用
- [4]効果の検証等に要する費用等

### 3) 補助率・補助限度額

- 補 助 率:補助対象費用の 1/2
- 補助限度額:新築プロジェクトについては、採択プロジェクトの総事業費の 5%又は 10 億円の  
いずれか少ない金額 など

### 4) 応募期間

- 平成 29 年 9 月 1 日(金) ～ 10 月 19 日(木)

## 5)応募方法

応募期間内に、郵送により提出(消印有効)

※応募書類は、評価事務局HPに掲載

## 6)選定方法

応募提案については、国立研究開発法人建築研究所が設置する学識経験者等からなる「サステナブル建築物等先導事業(省 CO2 先導型)評価委員会」による評価結果を踏まえ、国土交通省が採択事業を決定します。

## 7)今後の予定

・9月上旬より全国4会場で「住宅・建築物 省エネ・省 CO2 関連支援事業説明会」を開催します(参加費無料)。

詳細は以下のアドレスをご確認下さい。

<http://www.jsbc.or.jp/seminar/index.html>

・12月中下旬を目処に採択事業を公表する予定です。

## 応募書類の入手・問い合わせ先

サステナブル建築物等先導事業(省 CO2 先導型)評価事務局

H P : <http://www.kenken.go.jp/shouco2/index.html>

メール : [shoco2@hyoka-jimu.jp](mailto:shoco2@hyoka-jimu.jp)

電話 : 03-3222-7721 FAX : 03-3222-7722

## 国土交通省のこの情報のアドレス

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000746.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000746.html)

## [2]「平成29年度(第2回)既存建築物省エネ化推進事業(建築物の改修工事)」の提案募集について ～既存建築物の省エネ改修工事に対する支援～ (締切:10月19日(木)(必着))

本事業は、既存建築物の省エネルギー改修等を促進するため、民間事業者等が行う省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存建築物の省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図るものです。(詳細は評価事務局HPをご確認下さい。)

### 1)主な事業要件

- [1] 躯体(外皮)の省エネ改修を行うものであること。
- [2] 建物全体におけるエネルギー消費量について、改修前と比較して15%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること。
- [3] 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと。
- [4] 改修後の建築物の省エネルギー性能を表示すること。
- [5] エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること。
- [6] 省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること。(ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする)

[7] 平成 29 年度中に着手するものであること。

## 2)補助対象費用

- [1] 省エネ改修工事に要する費用
- [2] エネルギー使用量の計測等に要する費用
- [3] バリアフリー改修工事に要する費用(省エネ改修工事と併せて行う場合に限る)
- [4] 省エネルギー性能の表示に要する費用

## 3)補助率・補助限度額

補助率:補助対象費用の 1/3(上記の改修を行う建築主等に対して、国が費用の 1/3 を支援)

補助限度額:5,000 万円/件(設備改修に係る補助限度額は 2,500 万円まで)

※バリアフリー改修を行う場合は、当該改修に係る補助額として 2,500 万円を限度に加算(ただし、バリアフリー改修に係る補助額は省エネ改修に係る補助額以下)

## 4)応募期間

平成 29 年 9 月 1 日(金) ~ 平成 29 年 10 月 12 日(木)

## 5)応募方法

応募期間内に、郵送により提出(消印有効)

※応募書類は、評価事務局HPに掲載

## 6)選定方法

応募提案については、国土交通省が審査を行い、採択事業を決定します。

## 7)今後の予定

・9 月上旬より全国 4 会場で「住宅・建築物 省エネ・省 CO2 関連支援事業説明会」を開催します(参加費無料)。

詳細は以下のアドレスをご確認下さい。

<http://www.jsbc.or.jp/seminar/index.html>

・12 月上旬を目処に採択事業を公表する予定です。

・第 3 回提案募集の開始は 11 月頃を予定しています。

応募書類の入手・問合せ先

既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

H P:<http://hyoka-jimu.jp/kaishu/>

電 話:03-3222-8055 FAX:03-3222-7722

メール:[kaishu@hyoka-jimu.jp](mailto:kaishu@hyoka-jimu.jp)

国土交通省のこの情報のアドレス

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000747.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000747.html)